

投資信託説明書
(交付目論見書)

2016.3.23

毎月
分配型

エマージング諸国の債券に分散投資。
金利収入と通貨上昇を
捉えることをめざします。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ
アドレス www.gsam.co.jp

電話番号 03-6437-6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券))	年12回 (毎月)	エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会の

ホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行うGS エマージング通貨債券ファンド（以下「本ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年3月22日に関東財務局長に提出しており、平成28年3月23日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家（受益者）の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます（請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。）。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

資本金：4億9,000万円（2016年3月22日現在）

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：1兆6,178億円（2016年1月末現在）

グループ資産残高（グローバル）：1兆827億米ドル（2015年12月末現在）

ファンドの目的

エマージング諸国の現地通貨建て債券を主要投資対象として、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

- 1 エマージング諸国の現地通貨建て債券に分散投資を行います。
外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。**
- 2 相対的に高い金利収入と長期的な通貨価値の上昇を捉えることを追求します。**
- 3 原則として、毎月の決算時（毎月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に分配を行います。また、年4回（3月、6月、9月、12月）の決算時には基準価額の水準に応じて追加的に分配を行う場合があります。**

本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）を運用上の参考指標とします。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います（ファンド・オブ・ファンズ方式については、後記「ファンドの仕組み」をご覧ください。）。委託会社は、本ファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。）に委託します。GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、投資信託証券および為替の運用を行います。

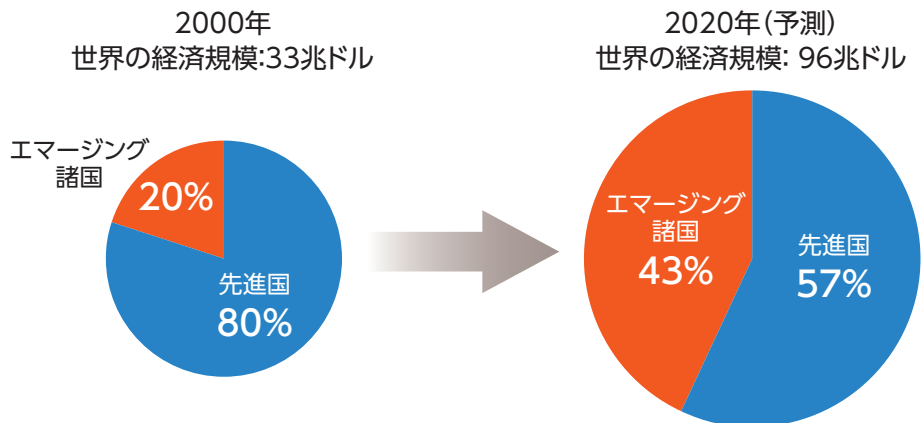
委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産は大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

存在感高まるエマージング諸国

今後、エマージング諸国の経済規模には更なる拡大が見込まれ、世界経済に占める割合が大きくなると予想されます。

世界の経済規模（GDP比較）

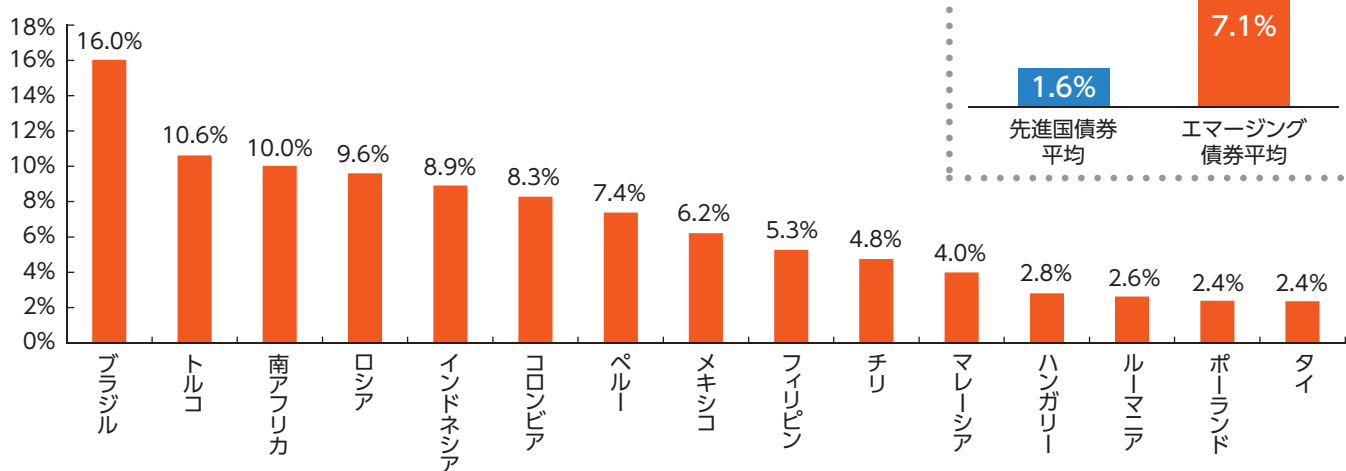


出所：IMF(国際通貨基金)World Economic Outlook, October 2015 (予測値を含む)。「先進国」、「エマージング諸国」はIMFによる分類。上記は経済や市場等の過去のデータおよび一時点における予測値であり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。

エマージング諸国の金利水準

一般的に、エマージング債券は、先進国が発行する債券と比較して価格変動が大きく、デフォルト（債務不履行）・リスクが相対的に高い傾向があるため、利回りは相対的に高くなっています。本ファンドは、エマージング債券への投資を通じて、先進国が発行する債券と比較して相対的に高い利回りを享受することをめざします。

エマージング債券の金利水準



2015年12月末現在 出所：JPモルガン

先進国債券平均はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス、エマージング債券平均および上記各国の金利水準はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドの利回りおよびその構成国別利回りです。

当インデックス構成国であっても、必ずしも投資するとは限りません。また、上記以外の国に対しても投資を行うことがあります。

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。

信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんので、ご留意ください。上記金利水準は、将来大きく変動することがあります。

上記のエマージング債券とは、現地通貨建てエマージング債券を指します。

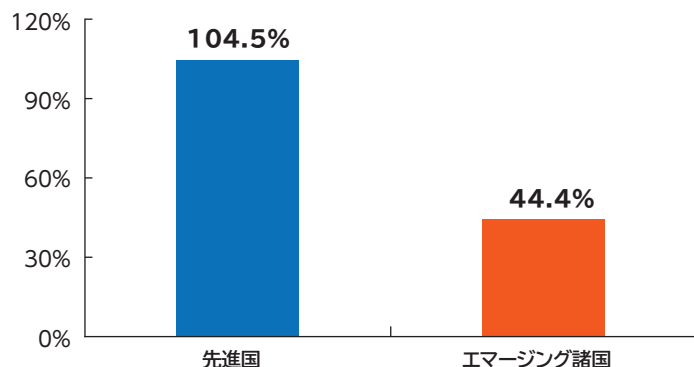
本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）を参考指標とします。

エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産は大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

エマージング諸国の経済環境の改善

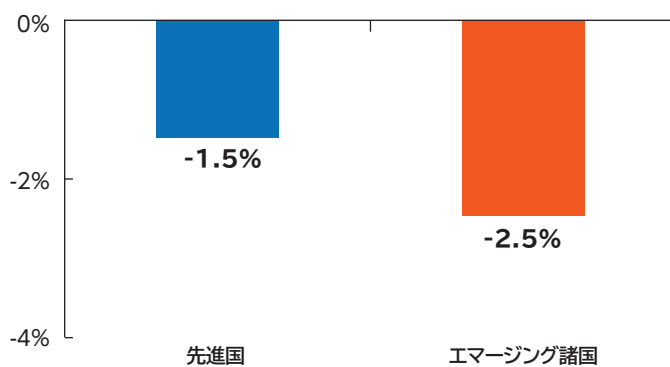
90年代のエマージング諸国は高いインフレ率に苦しみ、経済危機に陥りやすい状況でしたが、財務体質の改善により今後は持続可能な経済成長が見込まれています。

政府債務の対GDP比（2015年予測）



出 所：IMF(World Economic Outlook, October 2015)
「先進国」、「エマージング諸国」はIMFによる分類

財政収支の対GDP比（2015年予測）

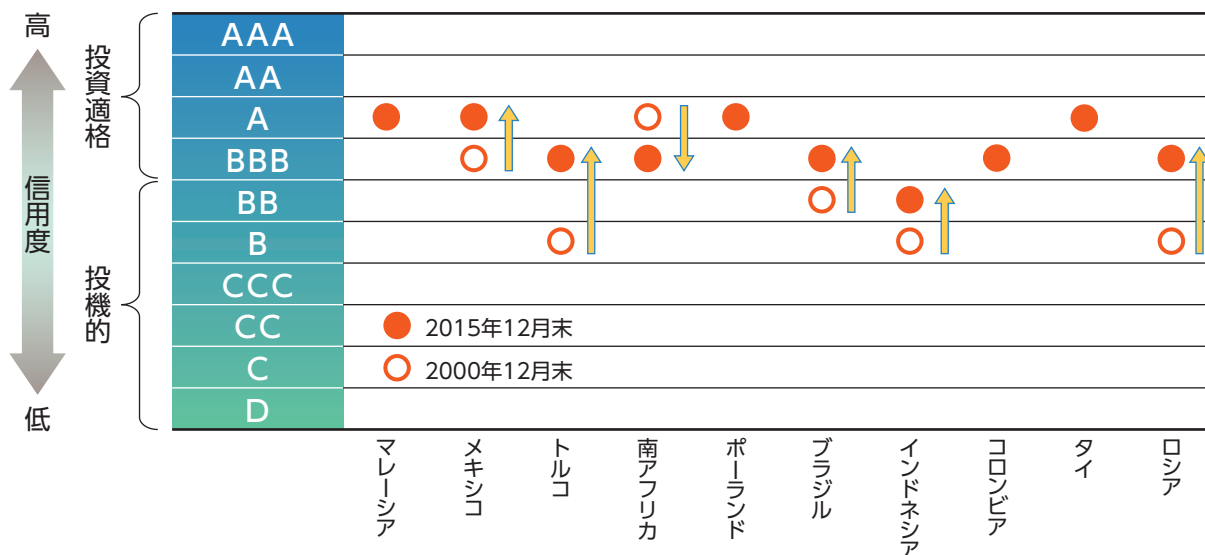


出 所：IMF(World Economic Outlook, October 2015)
「先進国」、「エマージング諸国」はIMFによる分類

エマージング諸国の信用力

エマージング諸国の発行する債券は、先進国よりも相対的に格付けが低く、中には投資適格未満の格付けを付与されているものもありますが、経済動向の改善を受けて、各国の信用力は改善傾向にあります。

各国信用格付けの変化



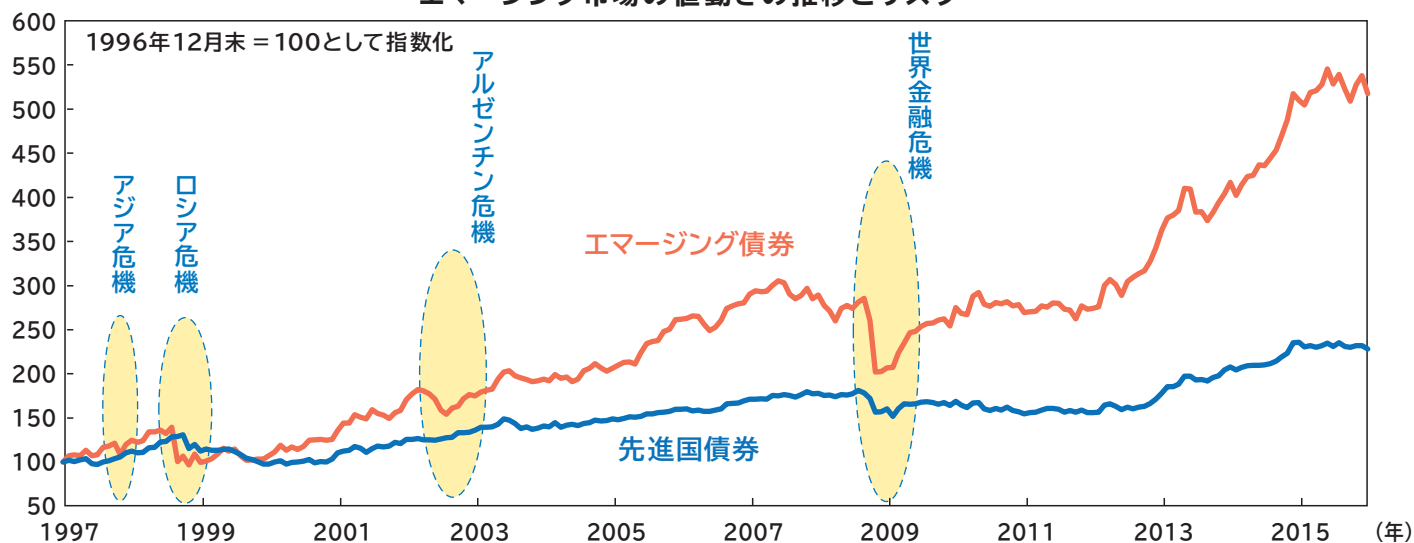
出 所：スタンダード&プアーズ
格付けは参考指標構成国のうち、構成割合上位10カ国の自国通貨建ての長期国債格付け。
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産は大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

エマージング債券投資のリスク

エマージング諸国の債券市場は、過去の経済危機時に大幅な下落を経験しました。

エマージング市場の値動きの推移とリスク



期 間 : 1996年12月末～2015年12月末

出 所 : ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成

エマージング債券: JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド (円換算)

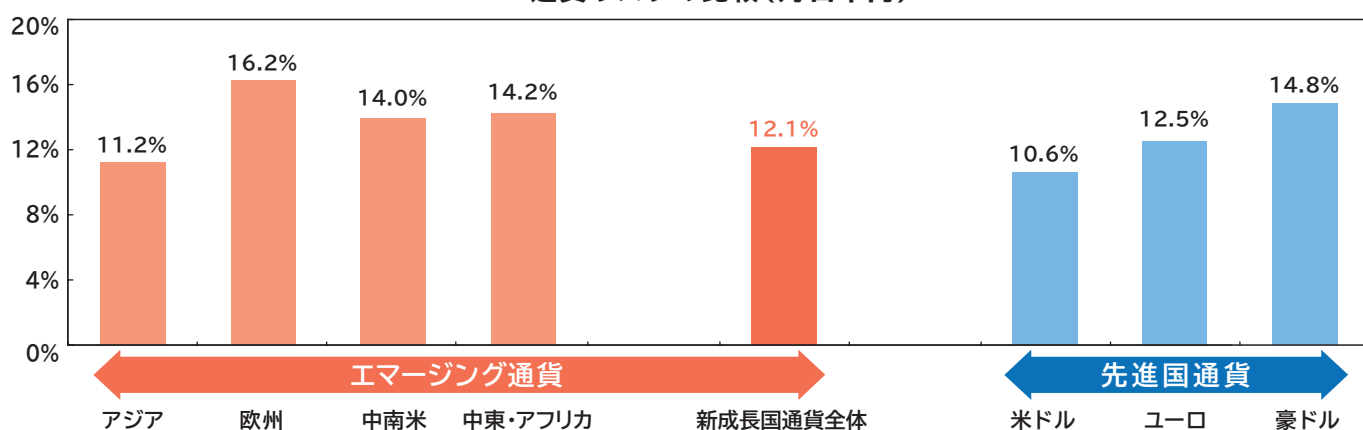
先 進 国 債 券: シティ世界国債インデックス (円ベース)

上記のエマージング債券は、米ドル建てで発行されたエマージング債券を円換算した値動きを示しています。本ファンドの実質的な投資対象である現地通貨建てのエマージング債券は、データ期間が短いため表示しておりません。上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご注意ください。本ファンドの実績は、後記「運用実績」をご覧ください。

エマージング通貨投資のリスク

エマージング通貨は、一般的には先進国の通貨と比較して、価格変動リスクが大きい傾向にあります。本ファンドは、通貨を分散することによりリスクの低減をめざします。

通貨リスクの比較 (対日本円)



期 間 : 1997年1月～2015年12月末

出 所 : JPモルガン、ブルームバーグ

エマージング通貨: JPモルガン・エマージング・ローカル・マーケット・インデックス・プラス (円換算) およびその構成国の月次リターン・の年率標準偏差

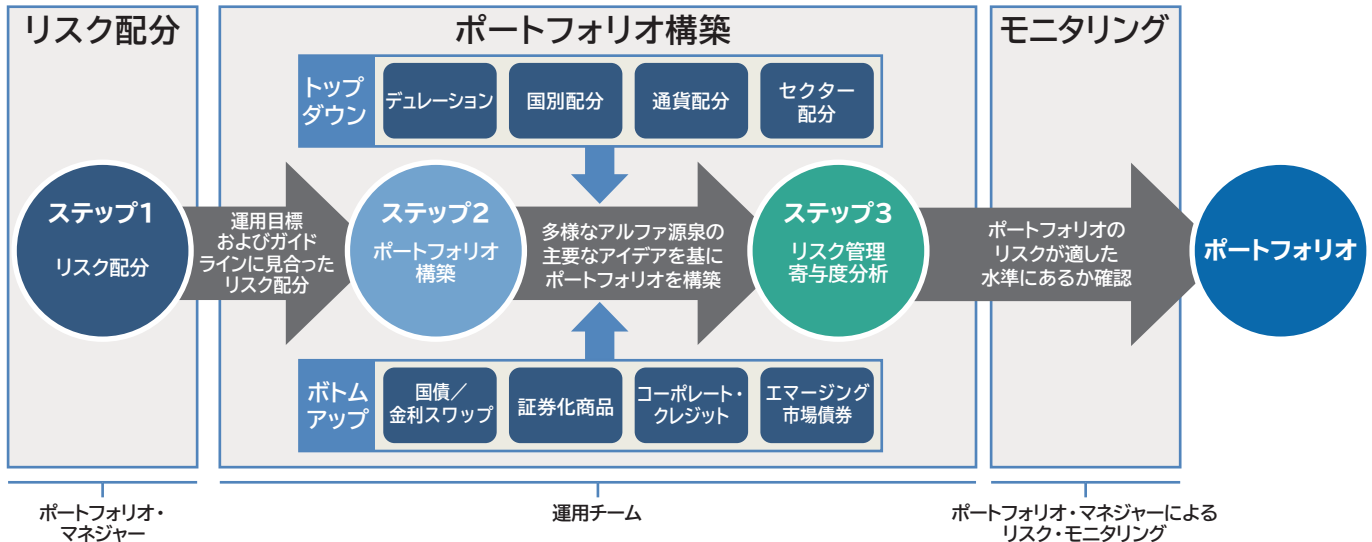
先 進 国 通 貨: 各通貨の対円為替レートの月次リターン・の年率標準偏差

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。

エマージング市場への投資には、社会・経済・政治の不安定要素を多く含むため価格変動・為替変動が大きく、投資資産は大幅に減少するリスクが伴います。また、流動性が低い等のさまざまなリスクも存在します。くわしくは後記「投資リスク」をご覧ください。

ファンドの運用

本ファンドが組入れる主な投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

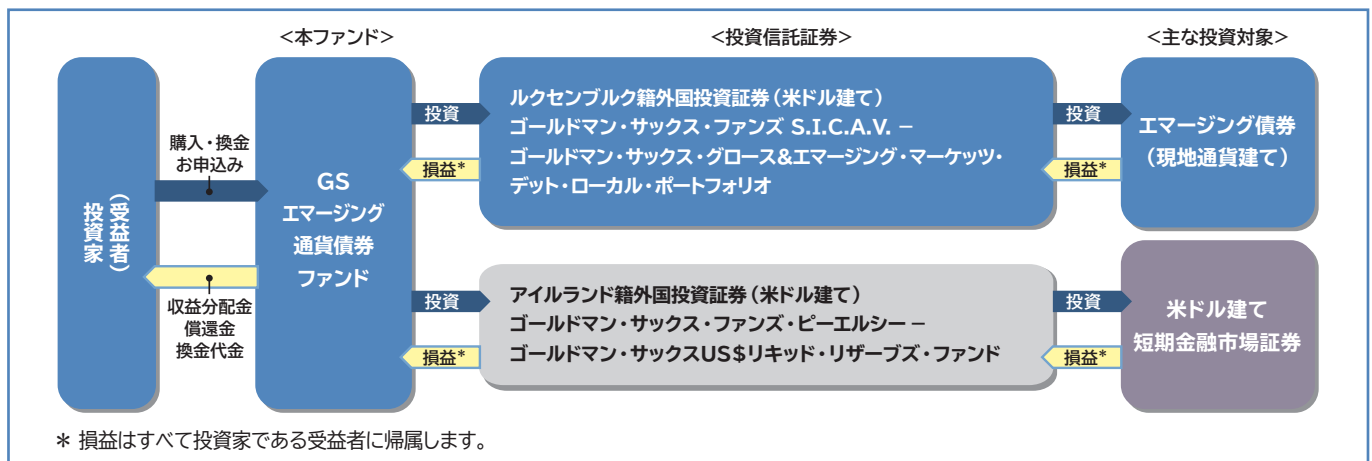
銘柄選定のフロー



上記は概念図です。エマージング諸国における有事（経済危機、政治不安、戦争等）の際には、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



各投資信託証券への投資比率は、資金動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとします。原則として「ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」の組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

「ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ」で組入れる債券については、原則として各通貨の対米ドルでのヘッジは行いません。

投資対象となる投資信託証券（「指定投資信託証券」ということがあります。）は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合があります。

追加的記載事項（組入れ投資信託証券の概要）

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. -ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	エマージング諸国の主に現地通貨建て債券に投資することにより、収入（インカム・ゲイン）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目指します。
主な投資対象	①主に、エマージング諸国に位置する発行体により発行された現地通貨建て債券に投資します。 ②金融デリバティブ商品（金利スワップ、通貨スワップ、NDF等）などにも投資できます。 ③通常の場合において、資産の3分の2以上を債券に投資します。
運用報酬等	年率0.80%*（投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等が別途支払われます。） *上記投資信託証券の運用報酬の一部（年率1.00%のうち、年率0.20%）は、本ファンドに対して毎月払い戻されるため、実質的な運用報酬率は年率0.80%となります。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク） ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（GSAMシンガポール）

(注) 上記投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー -ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	①主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 ②最良格付証券*として適格であり、また格付けのない場合には最良格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。 ③購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。 *最良格付証券とは、一般に、公認格付機関（RSRO）により短期債券に関して最高の格付けを得ているもの、およびそれに匹敵する無格付の証券をいいます。
運用報酬等	年率0.35%を上限とします。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）

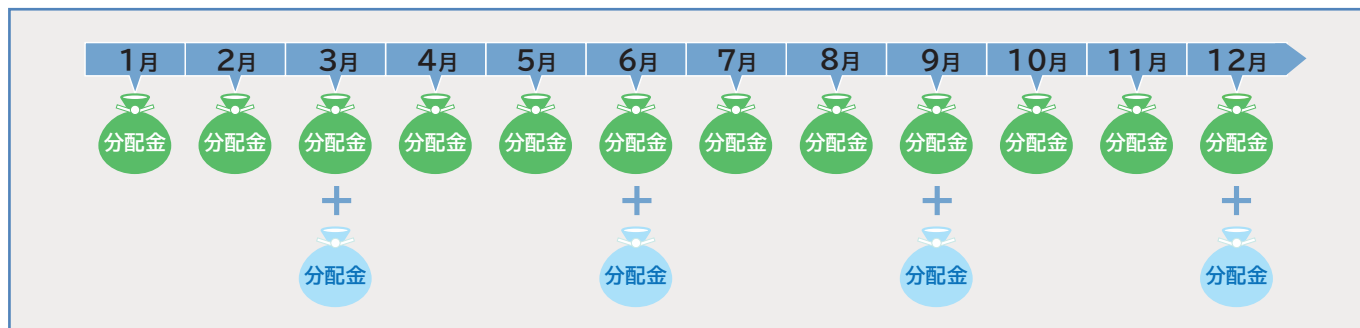
※上記は2016年3月22日現在の組入れ投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式（指定投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 指定投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時（毎月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます）から収益分配を行います。また、最大で年4回（3月、6月、9月、12月）の決算時には、基準価額水準等を勘案して分配を行う場合があります。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口=1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

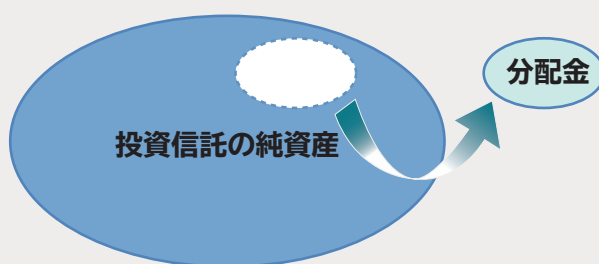


※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



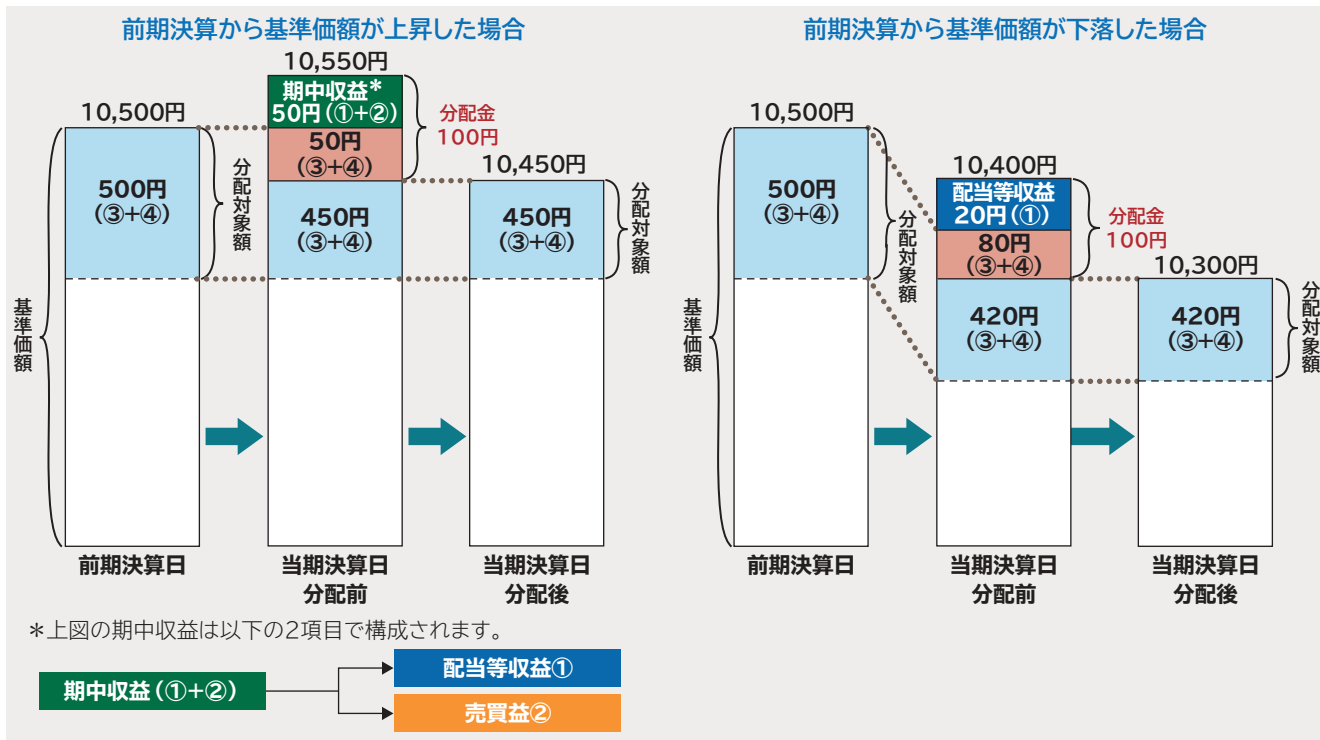
収益分配金に関わる留意点（続き）

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）④収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

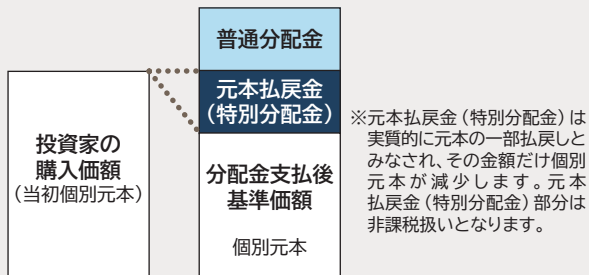


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

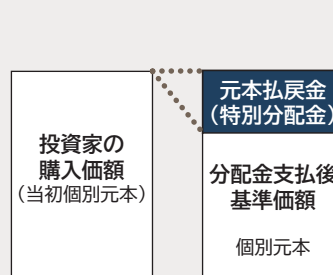
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりか、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金（特別分配金）として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資家のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

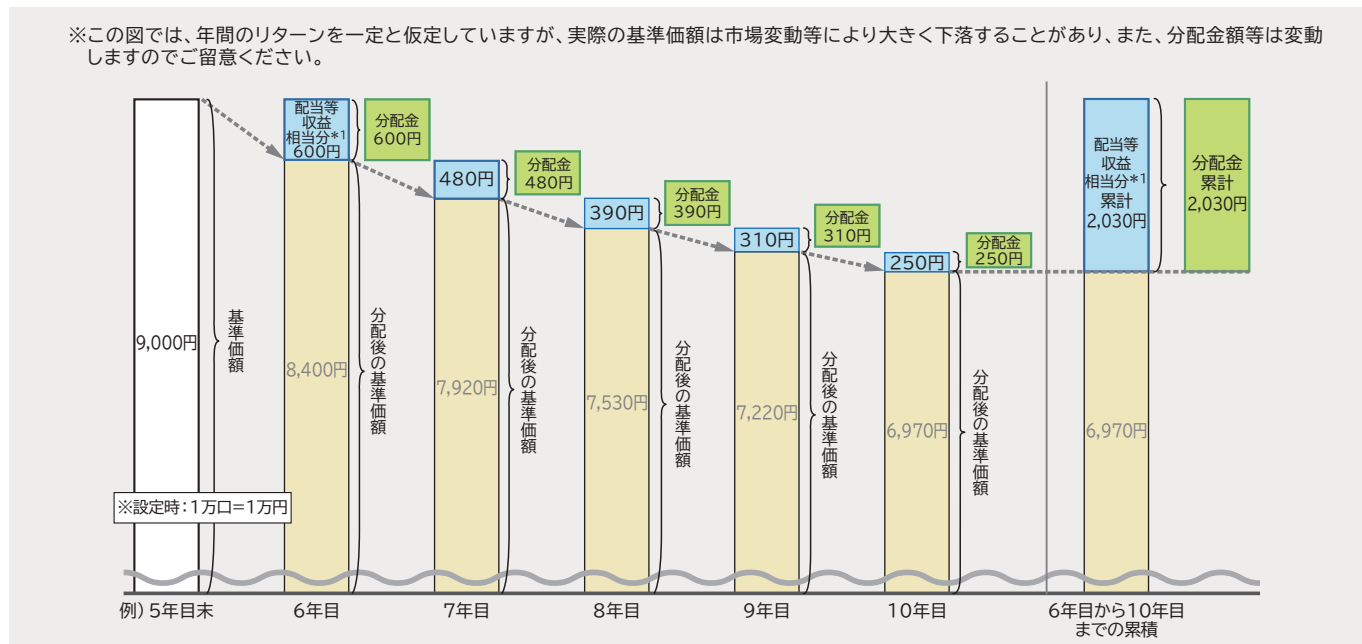
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。（特別分配金）

（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

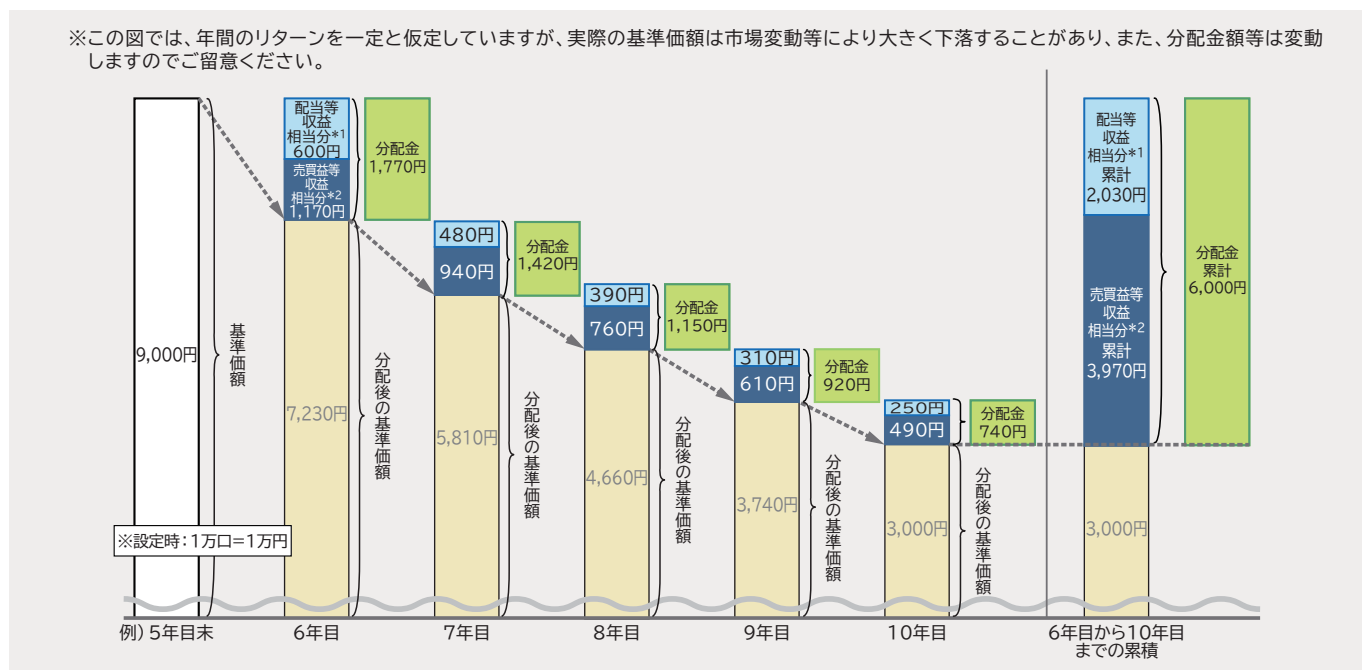
① 配当等収益を中心に分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定



② 配当等収益に加え、売買益（評価益を含みます。）も分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定



* 1 配当等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち配当等収益を含む場合があります。
 * 2 売買益等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。
 (注) 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分（配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円）の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円（3,000円+3,970円）になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



エマージング市場への投資に伴うリスク

エマージング市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること（このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するために十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。）、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

エマージング諸国の債券等の格付けの低い債券については信用リスクがより高くなります。また、エマージング諸国の債券は、先進国の通貨建債券と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有すると考えられます。

エマージング市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要です。



債券投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、外国債券を投資対象とする投資信託証券を組入れますので、本ファンドへの投資には、債券投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。一般的に債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。



為替リスク

本ファンドは外国債券を投資対象とする外貨建ての投資信託証券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスク管理体制

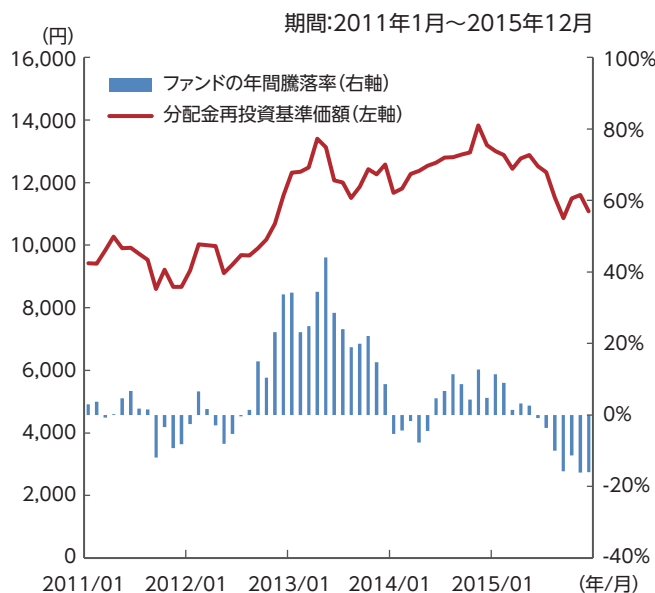
運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

参考情報

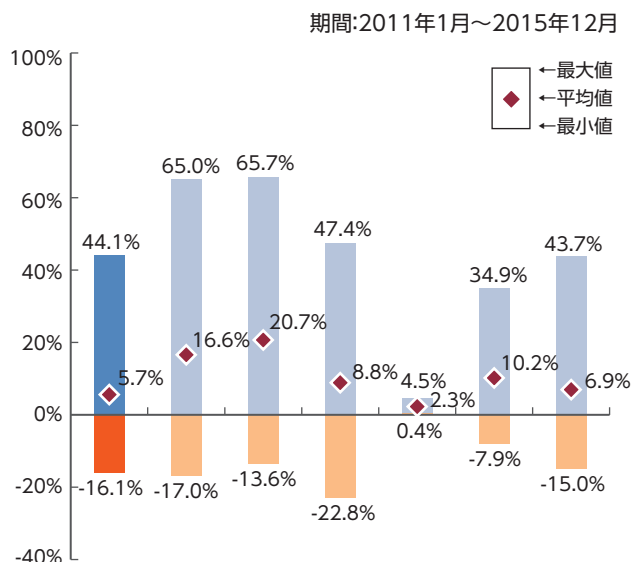
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2015年12月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移

2008年3月28日(設定日)～2015年12月30日



■ 基準価額・純資産総額

基準価額	4,229円
純資産総額	179.5億円

■ 期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-4.51%
3ヵ月	1.97%
6ヵ月	-11.51%
1年	-16.00%
3年	-4.37%
5年	17.47%
設定来	10.81%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

■ 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

決算日	15/1/22	15/2/23	15/3/23	15/4/22	15/5/22	15/6/22	15/7/22	15/8/24	15/9/24	15/10/22	15/11/24	15/12/22	直近1年累計	設定来累計
分配金	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円	70円	840円	6,390円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

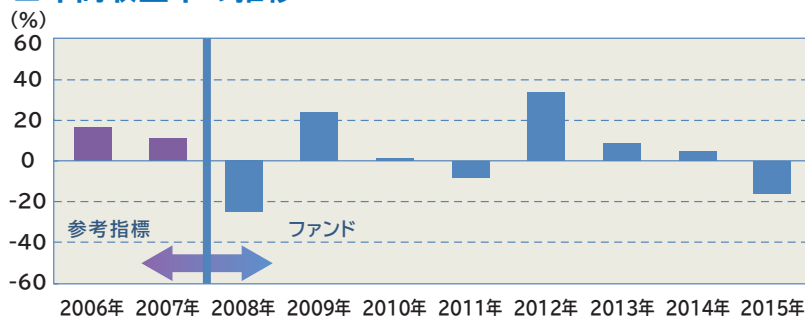
■ 主要な資産の状況

組入上位銘柄*

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	メキシコ国債	2018/6/14	4.75%	5.1%
2	タイ国債	2021/12/17	3.65%	4.3%
3	ポーランド国債	2022/9/23	5.75%	4.2%
4	ポーランド国債	2020/4/25	1.50%	3.7%
5	ポーランド国債	2021/4/25	2.00%	3.1%
6	コロンビア国債	2022/5/4	7.00%	2.9%
7	アメリカ国債	2022/12/31	2.13%	2.5%
8	メキシコ国債	2022/6/9	6.50%	2.1%
9	トルコ国債	2018/6/20	8.30%	2.0%
10	トルコ国債	2019/7/10	8.50%	1.6%

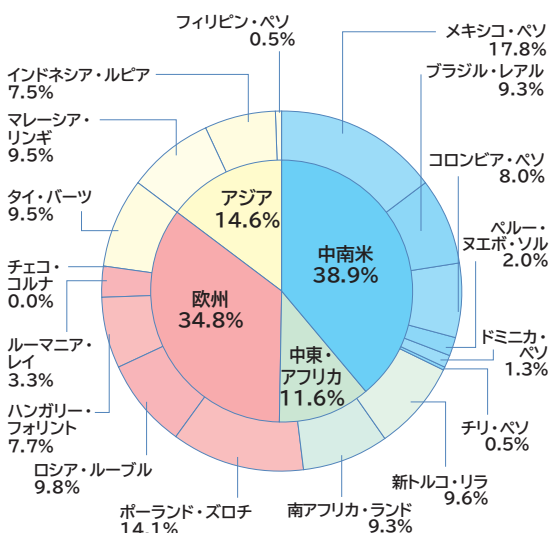
* 組入れ投資信託証券であるゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオの実績(比率は本ファンドの実質組入比率を表示)。

■ 年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。
 ●2006年から2007年までは参考指標の収益率を表示しています。
 ●2008年は設定日(3月28日)から年末までの騰落率を表示しています。
 ●参考指標はあくまで参考情報であり、本ファンドの運用実績ではありません。なお、本ファンドにベンチマークはありません。

ファンドの通貨配分比率



※組入れファンドであるゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオにおいて実質的にエマージング通貨に投資している比率の合計を100%として計算しています。円グラフには、ロング(買い)ポジションのみを表記しており、上記以外にショート(売り)ポジション(売りの為替予約取引等)としてUAEディルハム(比率:-6.7%)、イスラエル・新シケル(比率:-0.4%)、ナイジェリア・ナイラ(比率:-0.2%)、中国・人民元(比率:-5.3%)、台湾ドル(比率:-4.4%)、韓国ウォン(比率:-2.6%)の保有がございます。なお、地域別の比率は、ロング・ショート両方のポジションを合計して表記しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社によって異なります。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	販売会社によって異なります。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購入・換金 申込不可日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日（以下「ファンド休業日」といいます。）
申込締切時間	「ファンドの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
購入の申込期間	2016年3月23日から2017年3月22日まで （申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。
購入・換金 申込受付の 中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
信託期間	約15年【2023年3月22日まで（設定日：2008年3月28日）】 ※信託期間を約5年間延長し、2023年3月22日までに変更いたしました。（2016年3月23日適用） ※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月22日（ただし、休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回（6月および12月）の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
課税関係 （個人の場合）	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 3.78% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。) 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。		
換金時	信託財産留保額	なし		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
毎日	運用管理費用 (信託報酬) 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。	純資産総額に対して ①本ファンド	年率1.0044% (税抜0.93%)	
		(内訳)		
		支払先の配分 および 役務の内容	委託会社 ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.054% (税抜 0.05%)
			販売会社 購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.918% (税抜 0.85%)
			受託会社 ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.0324% (税抜 0.03%)
			②投資対象とする投資信託証券	年率0.80%程度
		役務の内容	投資顧問会社 ファンドの運用 等	年率0.80%程度
実質的な負担 (①+②)		年率1.8044% (税込) 程度		
※上記の報酬率は、基本資産配分の場合のものであり、実際の報酬率とは異なる場合があります。 ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。				
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。		
随時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等上記その他の費用・手数料(組入れ投資信託証券において発生したものを含まず)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に 対して20.315%

上記は、2016年3月22日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方を対象に、以下の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。
・20歳以上の方・・・毎年、年間120万円まで
・20歳未満の方・・・毎年、年間80万円まで(2016年4月1日より)

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。